平成 29 年 1 月 26 日 資金管理センター

## 特預金の使途に関する費用負担の考え方

平成29年度から特預金の出えん等が見込まれる各施策の費用負担の考え方について、以下の合同会議<sup>※1</sup>での了承、資金管理業務諮問委員会での審議、法<sup>※2</sup>の規定に基づき、別表のとおり改めて整理した。

1. 不法投棄・不適正保管対策への支援事業の拡充

《第6回合同会議における特預金活用の了承事項(参考資料1参照)》

- ①「離島・不法投棄対策事業に必要な原資については、特預金を活用する。」
- ②「将来的に特預金が離島・不法投棄対策事業などの必要量を超えて相当程度生じる場合には、原則としてユーザーが負担する管理料金とメーカーによる折半負担である情報システム機器のリース費用やメンテナンス費用、外部委託費、通信費リサイクル料金に関する普及・広報に必要な費用に関して特預金を活用することも視野に入れていくこととする。」
- 2. 自動車リサイクル情報システムにおけるデータセンターの機能維持のための更新

《第36回資金管理諮問委員会「情報システムの改善策の実施について」における特預金活用の審議事項(参考資料2参照)》

- ①「情報システムは、資金管理法人及び情報管理センターをはじめとした関係者で共用され、その維持管理に要する費用は年度毎に関係機能ごとの処理件数とデータ量、プログラム規模を組み合わせた比例配分方式で按分比率を算定し、関係者が各々負担している。」
- ②「情報システムの改善策を効率的に進めるため、情報システムの性能対策とメンテナンス対応策を同時並行で実施することとする。メンテナンス対応策については第 6 回合同会議における費用負担の考え方に基づき、ユーザーとメーカー等との折半負担となるランニングコストとして整理済みである。他方、性能対策の実施に要する費用は、制度制定当初には想定しえず、また、情報システムの性能改善を 3 年の長期に亘って実施する大規模な改善であり、且つ定常的に措置されるものではない特別な対応であることから、第 6 回合同会議における費用負担の考え方の情報システムの大規模な改造に該当するものとして、特預金を充てることとする。」

## 3. 大規模災害への対応

《第41回資金管理諮問委員会「東日本大震災による番号不明被災自動車の処理に要する費用に係る特定再資源化預託金等の出えん等について」における特預金活用の審議事項(参考資料3参照)》

「東日本大震災により発生した番号不明被災自動車については、①資金管理法人が資金管理料金を原資に再資源化預託金等を預託すること、②当該再資源化預託金等相当額及び本措置に係る資金管理業務に要する費用に特預金を充てること、③指定再資源化機関が再資源化等を行うこととする。」注)上記では、災害等で発生した番号不明被災自動車の再資源化預託金等の預託が自動車リサイクル法で定められた資金管理業務であることから①が、また、このための費用が資金管理料金会計に影響を及ぼすほど高額となったため②が決められた。

4. 自動車リサイクルの更なる発展に向けた理解活動の取組

## 《新たな考え方による整理》

主にユーザーのための理解活動の取組みについては、ユーザーの負担により実施することとする。

5. 再生資源等を活用した自動車に対する再資源化等預託金の割引

## 《法第98条第2項における特預金活用の規定》

「資金管理法人は、前項の規定により特定再資源化預託金等をその資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関若しくは情報管理センターに対し出えんした後において、なお主務省令で定める額を超える額の特定再資源化預託金等があるときは、資金管理法人が定める期間(次項において「特定期間」という。)に限り、自動車の所有者が第七十三条第一項又は第三項の規定により預託すべき再資源化等預託金の一部を負担することができる。」

※1 産業構造審議会 環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会 自動車リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 自動車リサイクル専門委員会合同会議

※2 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)